平成２１年（フ）第３９１号
愛媛県松山市泊町986番地
債務者　小池　嘉彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第４０２号
愛媛県松山市道後町２丁目10番24号
債務者　高木　壽彦
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２３６号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1195番地28
債務者　橋本　眞二
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２３７号
福岡県久留米市田主丸町田主丸1195番地28
債務者　橋本　恭子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６１号
福岡県うきは市吉井町104番地６
債務者　野口　　薫
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第２６２号
福岡県うきは市吉井町104番地６
債務者　野口　千秋
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２１年（フ）第３４号
福岡県八女郡立花町大字山崎2407番地１
債務者　牛島　廣巳
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３５号
福岡県八女郡立花町大字山崎2407番地１
債務者　牛島　明美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５１号
福岡県八女市龍ヶ原163番地３
債務者　野田千鶴子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第３１２号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲93番地２　町営住宅岡団地56―２―105号、前住所宮崎県宮崎郡清武町大字木原57番地51　シティパークマンション108号
債務者　野々下益雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１３号
宮崎県宮崎郡清武町大字今泉甲93番地２　町営住宅岡団地56―２―105号、前住所宮崎県宮崎郡清武町大字木原57番地51　シティパークマンション108号
債務者　野々下里代
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５５号
宮崎市花ケ島町水町1847番地12
債務者　曽我　貞行
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３５６号
宮崎市花ケ島町水町1847番地12
債務者　曽我美佐子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２９号
宮崎県日南市吾田西１丁目３番35―２号
債務者　有村ヒサ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３２号
宮崎県串間市大字西方9015番地１
債務者　中島　丸枝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３３号
宮崎県串間市大字崎田497番地１
債務者　池尾　和仁
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３５号
宮崎県串間市大字奴久見1329番地
債務者　鈴木　善樹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２１年（フ）第３９号
宮崎県日南市南郷町中村乙7051番地222　栄松団地２棟405号、前住所宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙998番地104
債務者　外山ちあき
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係